

必ず14日以内に届け出を

新入学や就職のシーズンを迎えましたが、大学に入学して他の市町村に住むようになったり、就職して会社の保険に加入した場合には、次のような手続きが必要です。

国保に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
●他の市区町村から転入してきたとき	印かん、他の市区町村の転出証明書
●職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
●職場の健康保険の被扶養者からはずされたとき	印かん、被扶養者にならない理由の証明書
●子供が生まれたとき	印かん、保険証、母子手帳
●生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書

国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
●他の市区町村に転出するとき	印かん、保険証
●職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）
●職場の健康保険の被扶養者になったとき	
●国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証
●生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書

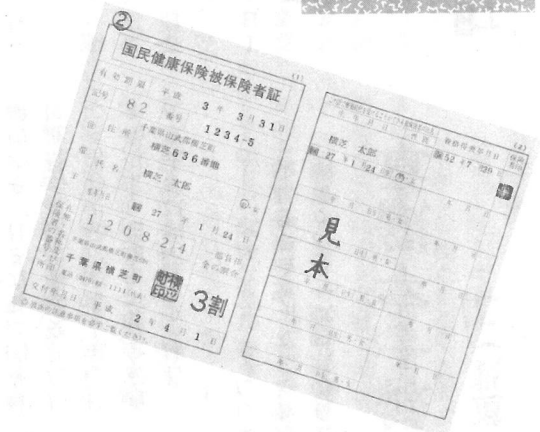
その他

こんなとき	手続きに必要なもの
●退職者医療制度の対象になったとき	印かん、保険証、年金証書
●市区町村内で住所が変わったとき	印かん、保険証
●世帯主や氏名が変わったとき	
●世帯を分けたり、いっしょにしたとき	
●保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	印かん、本人であることを証明するもの（使えなくなった保険証）

4月1日から新しい保険証

国民健康保険の被保険者証（保険証）が4月1日から更新されます。従って現在お持ちの保険証は、4月1日以降使用できませんのでご注意ください。

新しい保険証は、今年も3月下旬に総務員さんを通じて配布いたしますので、住所・氏名・生年月日などに誤りがないかお確かめのうえお受け取りください。なお、現在使用している保険証は4月1日以降に総務員さんを通じて回収いたします。



学生さんに

● 保険証

新入学で他の市町村へ転出する場合、新たに④保険証が交付されますので、転出届のときに手続きをしてください。

（国保の保険証・印鑑・4月1日以降に発行された在学証明書が必要です。）

なお、詳しいことは国保係
☎内線41へお問い合わせください。